

議案第7号

みやき町特別会計条例の一部を改正する条例について

みやき町特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年 3月12日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、ふるさと寄附金事業の円滑な運営を図るため、みやき町ふるさと寄附金基金特別会計を設置することに伴い、みやき町特別会計条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町特別会計条例の一部を改正する条例

みやき町特別会計条例（平成17年みやき町条例第41号）の一部を次のように改正する。
第1条に次の1号を加える。

(5) みやき町ふるさと寄附金基金特別会計

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

みやき町特別会計条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次の特別会計を設置する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>みやき町ふるさと寄附金基金特別会計</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次の特別会計を設置する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設) (新設)</p>